

オープンバッジ発行プラン利用約款

第1条（オープンバッジ発行プラン）

オープンバッジ発行プラン（以下「プラン」という）とは、法人会員（以下「会員」という）が、当財団が提供するオープンバッジ発行サービス（以下「発行サービス」という）の利用権を事前に買取り、適宜その買取った発行数を消化することにより発行サービスが利用できるものとする。

第2条（プランの種類と料金）

1. プランの種類と料金は、下記の通りとする。

会員種別	プラン	発行数上限	価格（税別）	参考：単価相当
正会員	①	300 個	50,000 円	167 円 / 個
	②	3,000 個	300,000 円	100 円 / 個
	③	10,000 個	800,000 円	80 円 / 個
	④	50,000 個	3,000,000 円	60 円 / 個
学校会員	①	500 個	50,000 円	100 円 / 個
	②	2,000 個	180,000 円	90 円 / 個
	③	5,000 個	400,000 円	80 円 / 個
	④	30,000 個	1,800,000 円	60 円 / 個
	⑤	100,000 個	5,000,000 円	50 円 / 個

2. 当財団は、会員の下承を得ることなく各プラン内容を変更することがある。この場合、当財団は会員に対し、当該変更内容を速やかに通知するものとする。

第3条（料金の支払）

プランの料金は、購入申込月の翌月末までに銀行振込により支払うものとする。その際、銀行振込の手数料は会員が負担するものとする。

第4条（有効利用期間）

1. プランの有効利用期間は申込日から起算し、1年間とする。前項に関わらず、有効利用期間内に新たにプランを追加購入した場合、すべての発行数残の有効期間は追加プラン購入日から1年間延長される。
2. 有効利用期間内に発行がなされなかったバッジ発行数残は、有効期間の終了をもってその利用権が消滅するものとする。なお、発行数残にかかわる返金には一切応じない。
3. 各プランの発行数上限を超えて発行を行った場合、当財団からの超過通知日から起算し

て1か月以内に、追加でいずれかのプランの申込みを行った場合には、各プランの発行数から超過分を減算するものとする。当該期間を満了してもプラン追加の申込みがない場合には、サービス提供が中止されるものとする。

第5条（解約）

会員が支払を済ませたプランの途中解約には応じないものとする。

第6条（発行サービスの利用）

発行サービスの利用に際しては、当財団が定める「オープンバッジ発行サービス契約約款」が適用されるものとする。

第7条（譲渡禁止等）

会員は各プランを、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとする。

附則

本オープンバッジ発行プラン利用約款は、2022年10月1日より施行とする。